

平成15年3月18日

判事補の経験の多様化について

最高裁判所事務総局

第1 基本方針

1 司法制度改革審議会意見

多様で豊かな知識，経験等を備えた判事を確保するため，原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。

審議会意見は、「裁判所法は，判事補のみではなく，弁護士や検察官など判事の給源の多元性を予定しているが，運用の実際においては，判事補のほとんどがそのまま判事になって判事補が判事の主要な給源となり，しかも，従来，弁護士からの任官が進まないなど，これを是正する有効な方策を見いだすことも困難であった。こうした制度運用の経緯，現状を踏まえ，国民が求める裁判官を安定的に確保していくことを目指し，判事補について，こうした仕組みを整備すべきことを提言

2 基本的な考え方

多様で豊かな知識，経験を備えた視野の広い判事を確保するための制度として，判事補の人材育成システムの一環として位置付ける。

外部経験の機会を，原則として「すべての判事補」に与える制度とする。「裁判官の身分を離れて，他の法律専門職の職務経験を積むこと」を基本とするが，「こうした職務経験と同視できる程度に，裁判官の資質向上のために有益であると認められる経験」の拡充も図る。

制度の推進に不可欠な環境・条件の整備を積極的に進める。

制度の推進のための環境・条件の整備

- (1) 受入れ先の確保
- (2) 事件処理態勢の確保
- (3) 弁護士の職務経験をするために身分を離れる場合の待遇面の手当て

第2 今後の方針

1 第1次ステップ

できる限り早期に、原則として「すべての判事補」が、裁判所外部の多様な経験を積む機会を得られるよう、外部経験者数の増加を図る。そのため、弁護士の職務経験を積むための制度の創設及び既存のプログラムの活用に向けて、その環境・条件の整備を積極的に推進する。

平成16年度から、以下の方策を積極的に推進

当面のプログラム

- (1) 新規のプログラムの実行のための環境・条件の整備
 - ・ 弁護士の職務経験 後記第3参照
- (2) 既存のプログラムの活用のための環境・条件の整備（資料1～4）
 - ・ 行政機関等への出向（原則2年）
 - ・ 民間企業等への派遣（1年）
 - ・ 海外留学（1年又は2年）
 - ・ 在外公館等（2年）

判事補の主体的・積極的な取組みに向けた措置

- ・ 外部経験について、判事補の希望を聴取・把握することに努め、判事補が主体的・積極的に取り組むための手順・手続を整備

2 第2次ステップ

原則として「すべての判事補」が、「2年程度」、裁判所外部の多様な経験を積むことができるよう、経験先・期間・内容の拡充を図る。

経験の内容の多様化・充実の必要性

- ・ 原則として「すべての判事補」が、「2年程度」の期間，裁判所外部での経験を積めるようにし，かつ，判事補が主体的・積極的に取り組めるようにするために，選択の幅を持った多様な経験先を多数確保するとともに，その内容を充実
- ・ 新たなプログラムとして，例えば，審議会意見が提言している「公的弁護士制度」の担い手となることも，今後の制度の在りよう等を踏まえて検討

第3 弁護士の職務経験を積む制度

多くの判事補が弁護士の職務経験を希望するようにするため，日本弁護士連合会との連携・協力の下に，その環境・条件の整備を推進する。

基本的な方針

- ・ 裁判官の身分を離れて，弁護士登録をした上で，弁護士事務所において弁護士の職務経験を積む制度として構築
- 日本弁護士連合会との協議
- ・ この制度を適切，円滑に実施していくためには，日本弁護士連合会との連携・協力が不可欠になるので，現在，「弁護士任官等に関する協議会」において協議中
 - ・ 受入れ事務所の決定の手順（最高裁判所から大まかな人数・地域の提示，日本弁護士連合会から受入れ可能な弁護士事務所のリスト，受入れ条件等の提示，最高裁判所による判事補に対する具体的な希望の調査・調整，判事補と事務所との間の具体的な受入れ交渉等）については，大枠について共通の認識。判事補が経験する時期・期間，受入れ事務所における取扱い業務・待遇等についても，今後更に協議を進める予定
- 待遇面の手当て
- ・ 司法制度改革審議会意見 - 「裁判官の身分を離れた判事補が，上記の経験

を積んだ後に裁判官に復帰した場合には，退職手当や共済関係等の面で適切な配慮がなされることが望ましい。」

- ・ 任期を10年とする憲法上の身分保障を有する判事補が，自発的な意思に基づき，裁判官の身分を離れて弁護士の職務を経験することを選択する必要
- ・ そのため，経験の内容を魅力的なものにするとともに，待遇面でできる限り不利益を被らないようにする制度設計が重要。こうした待遇面の手当てをどのように実現するかが大きな課題

第4 制度的担保

判事補が多様な経験を積むことを最高裁判所の裁判官会議の議決で決定する等の措置を講じ，この制度の創設・運営を制度的に確立する。

司法制度改革審議会意見は，「判事補が，この仕組みにより弁護士，検察官その他の法律専門職の職務経験又はこれと同視しうる経験を積むことを制度的に担保するものとする」としており，実効性のある措置を講ずる必要

この制度を，多様で豊かな知識，経験を備えた視野の広い判事を確保するための制度として位置付け，原則として「すべての判事補」にその経験を積む機会を与えることを裁判官会議の議決により明確化。これを受けて実施要領等を策定

下級裁判所裁判官指名諮問委員会において，この制度による多様な経験を積んだことが判事指名の検討の上で重要な考慮要素となることを確認してもらうことを検討